

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

特許権者による特許実施に関する  
インドネシア共和国法務・人権省令  
2018年15号に基づく

インドネシア共和国法務・人権省  
知的財産総局

特許権者による特許実施義務の猶予申請書

記入担当官： 提出日： 特許／小特許番号	
これをもって、私 / 私たちは <sup>1)</sup> ： 氏名： 住所 <sup>2)</sup> ： 国籍： 電話： 電子メール： 納税者基本番号：	
知的財産コンサルタントを通して / 通さずに*) 法人名 <sup>3)</sup> ： 法人所在地 <sup>2)</sup> ： 知的財産コンサルタント名 <sup>4)</sup> ： 住所 <sup>2)</sup> ： 知的財産コンサルタント番号： 電話 / ファクス： 電子メール：	[ ]
以下の特許 / 小特許の実施義務の猶予申請を提出する： a.発明の名称： b.特許番号： c.特許権者の氏名： d.特許権者の住所： e.特許により保護される請求の数：	[ ]

f.特許付与日：	
<p>特許 / 小特許の実施義務の猶予申請の理由は：</p> <p>a.特許権者は既に、様々な国への輸出のため、様々な原材料のサプライヤーと接続された複数の製造ハブ（センター）からなる国際的な供給網（global supply chain）を有している。 [ ]</p> <p>b.国内で製造原料が提供されないか、あるいは複数の製造原料について依然、輸入が必要である。 [ ]</p> <p>c.製造プロセスに、インドネシアでまだ利用可能となっていない特別な技術が必要である。 [ ]</p> <p>d.製造プロセスに、インドネシアでは依然限られた特別な専門性を有する人的資源が必要である。 [ ]</p> <p>e.製造プロセスのコストが、需要量との比率において経済規模を満たさない。 [ ]</p> <p>f.国内の製造容量がまだ十分でない。 [ ]</p> <p>g.製品または製法の複雑さ、種類および／あるいは感性が高い。 [ ]</p> <p>h.営業秘密保護に関する理由。 [ ]</p> <p>i.特許化された製品が既に特許権者または特許権者からライセンスを受けた代理人により、インドネシアにおける販売、貸出および輸送の必要のため、製造、利用、販売、輸入、貸出、輸送または供給されている。 [ ]</p> <p>j.その他。詳しく述べてください。 [ ]</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	
これと共に私は添付を行う <sup>5)</sup> ：	
<p>1.以下の写し一式：</p> <p>a.理由と証拠を伴った特許 / 小特許実施義務の猶予申請提出書； [ ]</p> <p>b.個人による特許 / 小特許実施義務の猶予の場合、有効な身分証または入管書類の複写； [ ]</p> <p>c.合法的な企業または法人による特許 / 小特許実施義務の猶予の場合、企業または法人の設立証書の複写または謄本； [ ]</p> <p>d.申請が代理人を通じて行われる場合は委任状； [ ]</p> <p>e.申請者が申請の理由に従い特許 / 小特許実施義務の猶予を受けることが適切であると確信させる書面による証拠。 [ ]</p> <p>f.特許維持費の支払いの証拠。 [ ]</p>	

これは、私 / 私達とその後の処理が受けられるよう提出する特許 / 小特許実施義務の猶予申請です。

申請者、

( \_\_\_\_\_ )<sup>6)</sup>

**注釈：**

- 1) 申請者が1人を超える場合は、委任状を添付することにより本書式には1名のみを記載することで十分である。
- 2) 正式／通信用住所を記載。
- 3) 指名された代理人が特許コンサルティング分野で活動する特定の法人で働いている場合、当該の法人名を述べる。
- 4) 申請が代理人を通じて行われる場合。
- 5) 添付する書類の種類に [X] 印を付ける。
- 6) 代理人を通じて申請が提出される場合、代理人が署名の権利を持つ。

\*)不要な方に取り消し線を入れる。